

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200758号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300141号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から同年11月までの標準報酬月額については41万円から50万円、同年12月から平成30年8月までの標準報酬月額については41万円から44万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については41万円から47万円とする。

平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から令和元年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(50万円、44万円及び47万円)及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(50万円、44万円及び47万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(41万円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年9月1日から同年12月1日までは50万円、同年12月1日から平成30年9月1日までは44万円、同年9月1日から令和元年9月1日までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和3年10月1日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200767号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300142号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については32万円から44万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については32万円から41万円とする。

平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から令和元年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(44万円及び41万円)及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(44万円及び41万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(32万円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年9月1日から平成30年9月1日までは44万円、同年9月1日から令和元年9月1日までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和3年10月1日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200769号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300143号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については38万円から44万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については38万円から41万円とする。

平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から令和元年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(44万円及び41万円)及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(44万円及び41万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(38万円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年9月1日から平成30年9月1日までは44万円、同年9月1日から令和元年9月1日までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和3年10月1日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。